

協働事業提案制度の審査について
報告書

令和5年11月15日

相模原市市民協働推進審議会
協働事業提案制度事業審査作業部会

目 次

1	令和5年度新規協働事業提案の審査結果について・・・・・・・・・・	1
2	令和5年度継続協働事業の審査結果について・・・・・・・・・・	4

1 令和5年度新規協働事業提案の審査結果について

(1) 審査結果

No.	事業の名称	事業化について	点数
1	ユニバーサルデザイン普及・啓発事業	A 協働事業として実施することがふさわしい提案であるとする	85/120

※ 市民提案型協働事業

○採点は、「事業の必要性・妥当性」「事業の公益性」「協働の必要性」「実現可能性」「事業の効果」「発展の見込と将来展望」の6項目を各項目5点満点で4人（委員5名中、出席4名）が採点。

（5点満点×6項目×4人＝120点満点）

○審査は、点数を参考に協議により行い、以下のいずれかの審査結果を示した。

- A 協働事業として実施することがふさわしい提案であるとする
- B 事業内容を修正（精査）することにより協働事業としての実施が可能なものとする
- C 協働事業として見送ることが適当な提案であるとする

(2) 事業化にあたっての意見

No	事業の名称	提案団体及び担当課
1	ユニバーサルデザイン普及・啓発事業	・NPO法人ここずっと ・地域包括ケア推進課

【審査結果】
協働事業として実施することがふさわしい提案であるとする。

【意見】
市民に対しユニバーサルデザインの理解を促すコンテンツとして有効であり、また公益性の観点からも、協働で行う意義が高い事業であるとする。
定量的な目標設定の検討を行うとともに、これまで団体が活動してきた南区だけでなく、市内全体に広く効果的に伝わるような周知手段の検討をお願いしたい。

2 令和5年度継続協働事業の審査結果について

(1) 次年度継続に対する意見

No.	事業の名称	事業開始年度	次年度継続希望	継続についての意見	点数
1	「城山自然の家」を観光ゲートとした城山エリアでのe-bikeツアーの造成	令和5年度	有	A 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる	76/100
2	野生鳥獣被害の実態や対策、生物の多様性を周知する事業	令和5年度	有	A 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる	76/100
3	「さがみん条例」の1つのシンボルとなる相模原市オリジナル教育プログラム＝「シビックプライド向上ゲーム」開発事業	令和5年度	有	A 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる	82/100
4	里山保全・再生と活用のモデル検討事業	令和5年度	有	A 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる	81/100

※ 4事業とも市民提案型協働事業

○採点は、「事業の有効性・効果」「協働の必要性」「役割分担の妥当性」「経費の妥当性」「継続の妥当性」の5項目を各項目5点満点で4人（委員5名中、出席4名）が採点。

（5点満点×5項目×4人＝100点満点）

○審査は、点数を参考に協議により行い、以下のいずれかの審査結果を示した。

- A 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる
- B 次年度継続することを見送ることが適当な協働事業と考えられる

(2)次年度継続及び進捗状況等に関する意見

No	事業の名称	実施団体及び事業担当課
1	「城山自然の家」を観光ゲートとした城山エリアでのe-bike ツアーの造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城山観光協会 ・ 観光・シティプロモーション課 ・ 城山まちづくりセンター
<p>【審査結果】 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる。</p> <p>【意見】 野菜販売等の事業を活用し、城山自然の家を通じた城山地区の認知度を高めることで、地域全体の活性化につなげてほしい。 e-bike ツアーは、安定した事業継続のために、顧客ターゲットを一定の層（e-bike のコアなファン）に絞ったほうがよいと思われる。その顧客にとっての魅力あるコンテンツを開発することで、適切な価格を維持することになり、それが安定した収入となる。引き続き安全に配慮し、より魅力あるコンテンツの充実や適切な価格設定等をお願いしたい。</p>		

No	事業の名称	実施団体及び事業担当課
2	野生鳥獣被害の実態や対策、生物の多様性を周知する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物との共生の会 ・ 緑区役所区政策課
<p>【審査結果】 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる。</p> <p>【意見】 意義のある事業であり、引き続き、野生動物の命の尊厳と生物多様性を守ることを、より多くの人に理解してもらうための啓発活動に力を入れてもらいたい。 事業の継続に向けて、団体の法人化など、協働事業終了後考えた組織づくりを検討してもらいたい。</p>		

No	事業の名称	実施団体及び事業担当課
3	「さがみん条例」の1つのシンボルとなる相模原市オリジナル教育プログラム＝「シビックプライド向上ゲーム」開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市印刷広告協同組合 ・観光・シティプロモーション課
<p>【審査結果】 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる。</p> <p>【意見】 子どもからシニアまで活用できるコンテンツであり、カードやパズルなど一連のゲームとして評価できる。 今後、さらなる活用に向けて、様々な要素をクイズに充実させることや、アプリの開発、協働事業終了後のコンテンツ持続に向けた受け皿づくり等の取組をお願いしたい。</p>		

No	事業の名称	実施団体及び事業担当課
4	里山保全・再生と活用のモデル検討事業	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人自遊クラブ ・森林政策課
<p>【審査結果】 次年度継続することが妥当な協働事業と考えられる。</p> <p>【意見】 団体が以前から課題としていたメンバーの高齢化について、新規メンバーの参加や他団体とのネットワークの活用など、改善を図りながらチャレンジしている点が評価できる。 コンテンツ価値を十分理解してもらえる顧客など、ターゲットを絞って事業を展開していくことも、今後の継続に向けて有効であると考え。引き続き安全にも配慮いただきたい。</p>		